

富士見市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 103,477	千円 24,185,981	千円 1,206,403	千円 5,844,512	% 24.2%	% 22.3

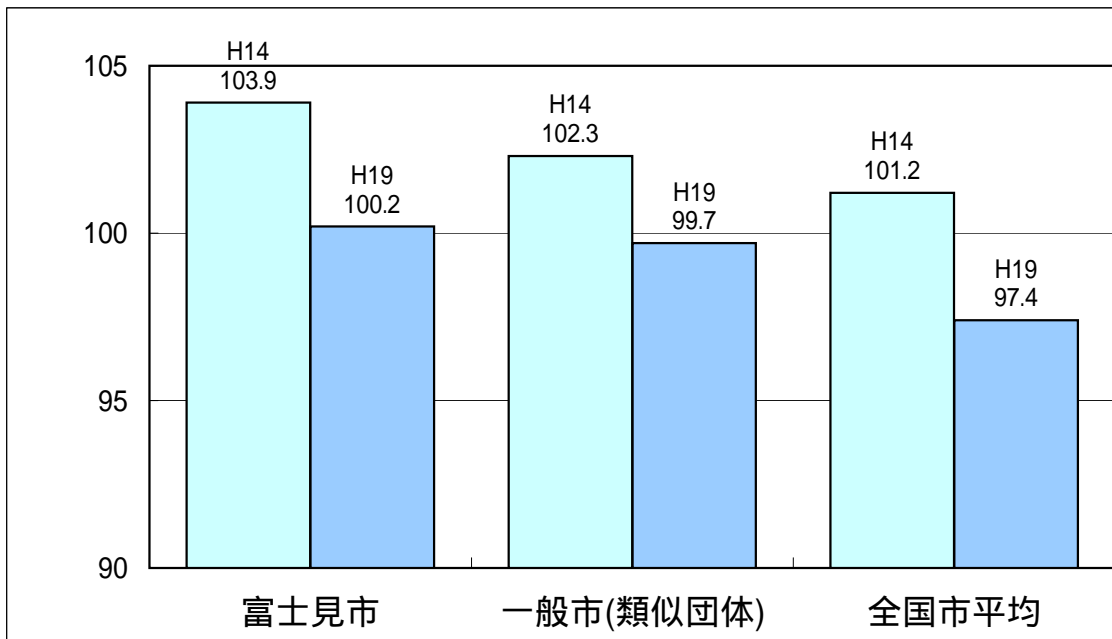
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 617	千円 2,740,432	千円 523,641	千円 1,206,831	千円 4,470,904	千円 7,246	千円 7,012

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士見市	47.2 歳	381,983 円	457,262 円	432,616 円
埼玉県	43.8 歳	367,553 円	450,191 円	410,973 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円
一般市(類似団体)	44.5 歳	359,680 円	457,413 円	418,196 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士見市	49.4 歳	348,904 円	405,793 円	399,998 円
うち 清掃作業員	51.0 歳	368,535 円	433,243 円	424,743 円
うち 給食調理員	48.3 歳	339,036 円	383,155 円	382,445 円
うち 自動車運転手	51.7 歳	377,133 円	452,167 円	431,833 円
埼玉県	52.2 歳	366,995 円	415,693 円	400,162 円
国	48.8 歳	287,094 円		320,514 円
一般市(類似団体)	46.0 歳	337,956 円	402,603 円	381,860 円
民間事業者平均	55.8 歳		337,420 円	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区分		富士見市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	182,600 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	147,900 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	-	145,100 円	-
	中学卒	-	131,600 円	-

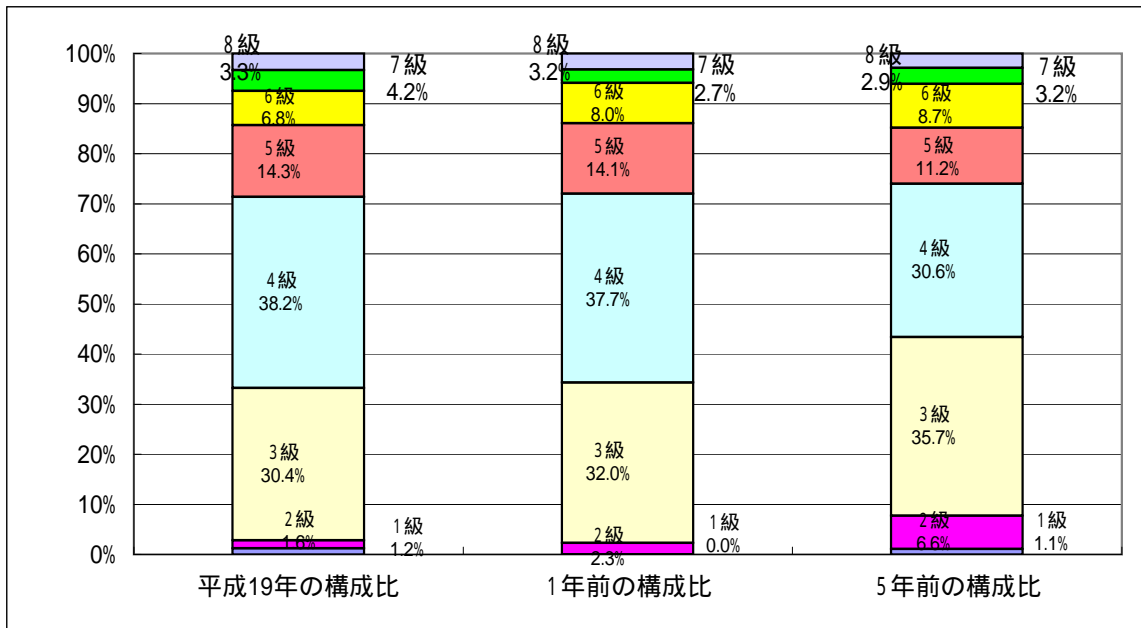
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	285,400 円	329,181 円	363,950 円
	高校卒	- 円	286,760 円	336,175 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長相当の職務	14人	3.3%
7級	副部長相当の職務	18人	4.2%
6級	課長相当の職務	29人	6.8%
5級	副課長の職務	61人	14.3%
4級	主査相当の職務	163人	38.2%
3級	主任の職務	130人	30.4%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	7人	1.6%
1級	定形的の業務を行う職務	5人	1.2%



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成19年1月1日より給与構造の改革を実施し、昇給に際して勤務成績を考慮することとした。勤務成績が良好であれば4号給の昇給を行う。(ただし55歳以上の管理職(5級以上)は2号給)ただし、平成19年7月1日の昇給は1号給とした。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士見市		埼玉県		国	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,956 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 1,983 千円			
(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(19年4月1日現在)

富士見市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給 勸奨退職4号)			(退職時特別昇給 勸奨退職4号)		
1人当たり平均支給額	24,712 千円		1人当たり平均支給額		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		230,474 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		373,540 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	7 %	617 人	4 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		8,176 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		40,475 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		28.9 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
社会福祉業務手当	福祉課・高齢者福祉課・子育て支援課	ケースワーカー	月額4,500円
保育業務手当	保育所	保育業務	月額2,000円
ボイラー運転業務	給食センター	ボイラー運転	日額200円
行旅死病人取扱業務手当	福祉課	行旅死病人の収容・保護	1件 収容5,000円 保護1,000円
災害出動手当	全職員	災害発生時に出勤した場合	1日につき3,000円
保安業務手当	管財課	高圧受電・変電施設の保守管理	月額4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	54,142 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	110 千円
支給実績(17年度決算)	56,581 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	109 千円

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円、子供など1人につき 6,500円ただし、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がある場合は、その数に 5,000円を乗じた額を加算。	同じ		81,413 千円	223,662 円
住居手当	借家居住者 家賃額に応じた額(最高支給限度額 27,000円) 持家居住者 5,000円	異なる		46,287 千円	91,296 円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額・交通用具使用者 通勤距離に応じた額 上限 20,900円(40KM以上)	異なる	運賃相当額について上限無し 通勤距離区分を細分化	29,509 千円	59,494 円
管理職手当	役職に応じ31,000～62,000円を支給	異なる		59,200 千円	419,858 円
休日勤務手当	1時間当たりの単価×135%	同じ		(時間外手当に含む)	(時間外手当に含む) 円

5 特別職の報酬等の状況 (19年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	786,600 円	(参考)一般市(類似団体)における最高/最低額	1,070,000 円 / 417,700 円
	(副 市 長	(874,000 円)		900,000 円 / 670,000 円
	収 入 役	684,480 円 (744,000 円)		820,000 円 / 644,000 円
	(議 長	(690,000 円)		
報 酬	議 長	441,000 円		760,000 円 / 420,100 円
	(副 議 長	(391,000 円)		670,000 円 / 366,600 円
	(議 員	(370,000 円)		620,000 円 / 338,800 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 助 役 収 入 役	(18年度支給割合) 4.4	月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(18年度支給割合) 4.4	月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 区 町 村 長	給料月額×在職月数×0.35×1.15	16,885,680	任期満了時
	助 役	給料月額×在職月数×0.21×1.15	8,622,960	任期満了時
	収 入 役	給料月額×在職月数×0.20×1.15	7,617,600	任期満了時
	備 考	支給額については埼玉県市町村総合事務組合退職手当支給条例による		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

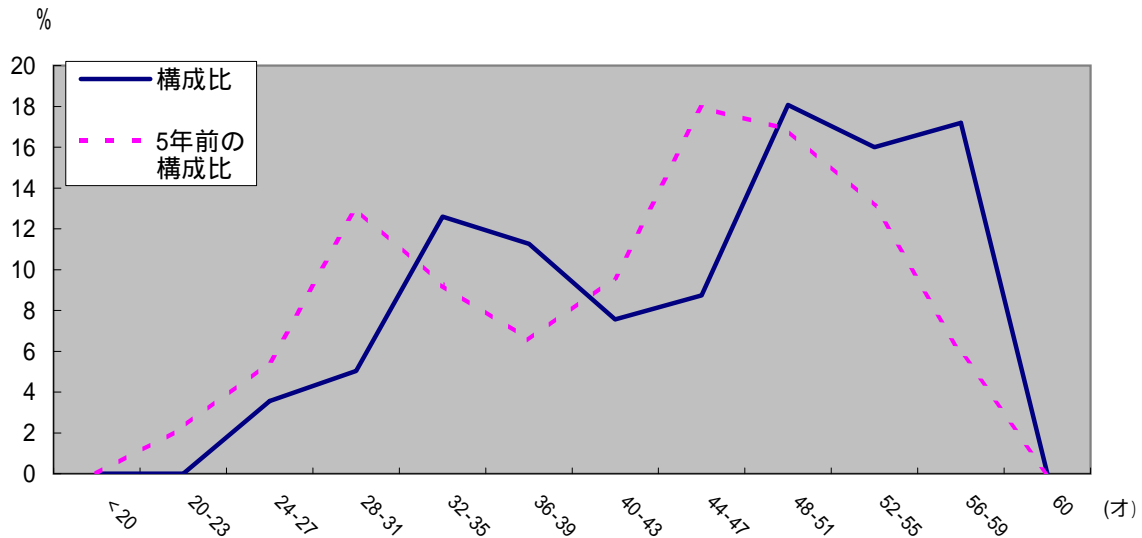
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
普通会計部門	議会総務	153	146	7	事務の整理合理化による減
	一般行政	270	264	6	
	税務福祉	85	85	0	事務の整理合理化による減
	経済土木				
	計	508	495	13	<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.78 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 4.81 人)
	教育部門	109	100	9	事務の整理合理化による減
消防部門	0	0	0		
小計	617	595	22	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.75 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 6.22 人)	
公営 企業 企業計 等部門	水道	25	22	3	事務の整理合理化による減
	下水道	12	11	1	
	その他	21	23	2	事務の整理合理化による減 介護保険事務の統廃合
	小計	58	56	2	
合計	675	651	24	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.29 人	

(注) 1 職員数は、定員管理調査における職員を表すため、一部事務組合派遣職員は算入せず、教育長を算入している。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (19年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	19人	33人	73人	83人	52人	61人	107人	109人	113人	0人	651人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 695	人 611	人 84	% 12.1

(注)1 職員数は、定員管理調査における職員数と異なり、教育長を算入せず、一部事務組合への派遣職員を算入している。

(参考)定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	84(12.1%)

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	年	19年	(参考)
		基準年	1年目	2年目	年 目	計	数値目標
一般行政	職員数	516	509	495			
	増減		7	24		24(%)	
教 育	職員数	119	108	100			
	増減		11	19		19(%)	
消 防	職員数	0	0	0			
	増減		0	0		0(%)	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	60	58	56			
	増減		2	4		4(%)	
計	職員数	695	675	651			611
	増減					52(61.9%)	

(注)1 計画期間は、18年度～22年度の5年間である。

2 職員数は、定員管理調査における職員数と異なり、教育長を算入せず、一部事務組合への派遣職員を算入している。

3 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。ただし、市職員全体で定員管理をしているため、部門別の進捗率は示せない。

4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 1,926,440	千円 160,910	千円 189,177	% 9.8	% 9.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 25	千円 117,266	千円 20,331	千円 51,580	千円 189,177	千円 7,576

(参考)一般市平均 一人当たり給与費
千円 7,624

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士見市水道事業	46.3 歳	432,490 円	635,114 円
団 体 平 均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士見市水道事業		富士見市	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
2,063 千円		1,956 千円	
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3 月分	1.45 月分	3 月分	1.45 月分
(1.6)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

富士見市水道事業			富士見市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給 勸奨退職4号)			(退職時特別昇給 勸奨退職4号)		
1人当たり平均支給額 27,577 千円			1人当たり平均支給額 24,712 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		9,840 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		393,606 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	7 %	25 人	7 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	62 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	10,375 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	28.6 %		
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
検針・集金手当	収納担当	検針・集金業務	日額350円
開始・中止作業手当	収納担当	使用開始中止業務	日額350円
現場業務手当	給水担当	給水検査業務	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	2,183 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	104 千円
支給実績(17年度決算)	2,336 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	111 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円、子供など1人につき 6,500円ただし、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がある場合は、その数に 5,000円を乗じた額を加算。	同じ		3,612 千円	240,800 円
住居手当	借家居住者 家賃額に応じた額(最高支給限度額 27,000円) 持家居住者 5,000円	異なる		1,564 千円	86,889 円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額・交通用具使用者 通勤距離に応じた額 上限 20,900円(40km以上)	異なる	運賃相当額について上限無し 通勤距離区分を細分化	945 千円	49,737 円
管理職手当	役職に応じ31,000～62,000円を支給	異なる		2,124 千円	531,000 円
休日勤務手当	1時間当たりの単価×135%	同じ		70 千円	8,772 円

技能労務職員の給与等について

1 現状（平成19年4月1日）

	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
富士見市	49.4 歳	41 人	348,904 円	405,793 円	399,998 円
うち清掃 作業員	51.0 歳	14 人	368,535 円	433,243 円	424,743 円
うち給食 調理員	48.3 歳	18 人	339,036 円	383,155 円	382,445 円
うち自動 車運転手	51.7 歳	3 人	377,133 円	452,167 円	431,833 円
埼玉県	52.2 歳	-	366,995 円	415,693 円	400,162 円
国	48.8 歳	-	287,094 円	-	320,514 円
一般市 (類似団体)	46.0 歳	-	337,956 円	402,603 円	381,860 円

	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	比較(A/B)
富士見市	-	-	-	-
うち清掃 作業員	産業廃棄物 処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.45
うち給食 調理員	調理士	41.2 歳	267,500 円	1.43
うち自動 車運転手	自家用乗用 自動車運転手	54.6 歳	296,800 円	1.52

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当が含まれていないことから、比較のため子が公務員と同じベースで再計算したものである。

3 民間データは賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している。

4 技能労務職の職種と民間主比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

2 基本的な考え方

技能労務職員の給与等については、一般職員と同様に本市の行政改革プランである富士見市行政経営改革指針（第4次行財政改革大綱）及び集中改革プラン（富士見市行政経営計画行動計画一覧）等に基づき、給与構造の見直しに伴う給料表水準の引き下げや各種手当の見直し等をすすめてまいりました。

今後においても国、県、近隣自治体等の動向を注視しつつ適宜見直しを行い、職員給与の適正化をすすめてまいります。

3 具体的な取り組み内容

採用に関する事項

- ・ 富士見市定員適正化計画に基づき、技能労務職員の採用は行いません。

給与等に関する事項

- ・ 平成19年度において、一部の特殊勤務手当（清掃作業、開庁職場手当）を廃止しましたが、今後においても手当の内容を精査し、見直しをすすめてまいります。

昇給等に関する事項

- ・ 給与構造の見直しに伴い、勤務成績を適切に反映する昇給制度の検討をすすめてまいります。

4 その他

富士見市定員適正化計画、民間活力活用に関するガイドライン、民間活力導入行動計画等に基づき、技能労務職員の採用は行わず、業務委託等の拡充を検討してまいります。